

社会資本整備審議会・交通政策審議会 第15回技術部会

(田村課長) 定刻になりましたので、ただいまより社会資本整備審議会・交通政策審議会第15回技術部会を開催させていただきます。委員の皆様方にはお忙しいところ集まりいただきまして、大変ありがとうございます。事務局の大臣官房技術調査課長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、ご出席いただきました委員の皆様方をご紹介します。家田仁部会長です。

(家田部会長) よろしくお願ひします。

(田村課長) 山岡耕春委員です。

(山岡委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 福岡捷二委員です。

(福岡委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 竹内健蔵委員です。

(竹内委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 須田義大委員です。

(須田委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 黒田勝彦委員です。

(黒田委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 岸本喜久雄委員です。

(岸本委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 井出多加子委員です。

(井出委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 浅野正一郎委員です。

(浅野委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 秋山充良委員です。

(秋山委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 磯部雅彦委員です。

(磯部委員) よろしくお願ひいたします。

(田村課長) 梶浦敏範委員です。

(梶浦委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 久保哲夫委員です。

(久保委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 坂村健委員です。

(坂村委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 大聖泰弘委員です。

(大聖委員) よろしくお願ひします。

(田村課長) 花木啓祐委員です。

(花木委員) よろしくお願ひします。委員の皆様方、本日はどうかよろしくお願ひいたします。なお、国土交通省側、お手元の座席表のとおりとなっております。

本日の分科会並びに部会でございますが、委員総数25名のうち16名の委員の皆様方にご出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条第3項及び交通政策審議会令第8条第3項による定足数を満たしていることをまずご報告申し上げます。

それでは、会議の冒頭に当たり、技監よりご挨拶を申し上げます。

(徳山技監) 委員の先生方、このお暑い中、またお盆明けの大変お忙しいところを当技術部会にご出席を賜りまして、インフラ長寿命化基本計画に基づく取組の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。先月から技監を拝命しております徳山と申します。もう言うまでもなく、私ども昨年をメンテナンス元年と、大臣のリーダーシップで言い習わしながら準備を進めてまいりました。当技術部会におきましても昨年末にご答申をいただき、更に本年3月に引き続き検討すべき事項として4つの事項のご決定をいただきました。

私も1か月前まで道路局長をしておりましたですけれども、70万橋ある橋のメンテナンス、点検、診断、対処、もう待ったなしであることは間違いのないわけでございますけれども、例えばお願ひをしていこうと、民間側にもそれだけの受け皿は現在ないわけでございますし、発注側もすぐにもその力を借りたいと思ひながらも、例えば資格制度、あるいはどういうやり方ですのかというような、あらゆることが未整備でございますから、発注側、受注側、言わば鶏と卵のような形で、大急ぎでこれから、拙速であっても完璧でなくても、いろんなものを整えていくと、そういうタイミングなんだろうと思ひます。

本日は、これらの中で優先課題として、まず資格制度の確立をとということで、提言案についてご審議をお願いしております。議事次第に書いてあります、1番目でございます。そして、それを更に詳しく検討するための今後の体制の整備の案ということで、技術者の資格制度小委員会の設置を今回、案を作っております、これもご審議をいただくこととなっております。

いずれにしても、この待ったなしのメンテナンスのサイクルを、具体的に回すところをいよいよ始めたいと思っております、本日も有意義なご審議をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひをいたします。

(田村課長) ありがとうございます。カメラ等による頭撮りはここまでとさせていただきます。

それでは議題に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料の一覧につきましては一番最初の議事次第の下の方に記載をさせていただきますが、議事次第

と、それからその次が出席者名簿、その裏に委員名簿、それから本日の配席図、それから資料の1-1、資料1-2、資料1-2の参考資料として参考資料の1から4。資料の1-1から参考資料の4までクリップ留めさせていただいております。及び資料の2、以上でございます。

事前に事務局の方で確認をさせていただいておりますが、過不足ございましたらお申し付けいただくようお願いいたします。それでは、早速議事に入らせていただきます。これより議事進行を座長であります家田部会長をお願いいたします。

(家田部会長) 皆さん、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。早速議事に入らせていただきます。

お話のとおり、議事2つございますが、まず1件目が緊急提言、これに関する審議でございます。これにつきましては、この後、詳しく説明がございますけれども、この技術部会の中に作りましたメンテナンスの戦略の小委員会ですと検討されてきたもので、その小委員会の中に今度はワーキンググループを作りまして、そこで資格制度の早急にやんなきゃいけないことをとりあえずまとめたいただいたもの、それをベースにしながら小委員会としてレポートをまとめたものでございます。

それをご審議いただきまして、なるべく早い時期にこの部会の提言としてまとめたいと、こういう趣旨でございます。それでは早速事務局より資料1-1、1-2につきまして、ご説明をお願いいたします。

(森戸調整官) それでは、私のほうから資料のご説明をさせていただきたいと思っております。資料1-1をまずご覧をいただきたいと思っております。

今ほど家田部会長の方からご紹介をいただきました、ここには書いてございませんが、前回、第14回の技術部会、3月28日に開催しました。そのときに4つの、引き続き検討すべき事項ということでご審議をいただきまして、その中の1つとして点検・診断に関する資格制度の確立というテーマを早急に対応しようということでご決議をいただいております。

その後、メンテナンス戦略小委員会、それからその下のワーキンググループで議論をいただきまして、後ほどまたここに戻ってご紹介したいと思っておりますが、今日、8月18日、赤い枠で囲ってございますけれども、第15回のこの技術部会で「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について(案)」ということでご審議をいただき、できればご決定をいただければというふうに思っている次第でございます。

それでは、提言の中身にお時間を取らせていただきたいものですから、資料1-2に先に進ませていただきます。資料1-2、全体をクリップで留めてございます。クリップをお外しいただきたいと思っております。後ろの方に参考資料が4つ付いてございます。参考資料の1ということで、A4横紙が付いていると思っております。青い、上に帯が付いた資料でございますけれども、これを横目で見ながらご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、参考資料の1の方、全体の概要をがお示しさせていただいております。メンテ

ナンスを確実に実施するという観点から緊急提言を簡単にまとめたものでございまして、まず冒頭、資格制度の現状と課題について触れてございます。既存の民間資格、存在するのだけれども、なかなか必要となる技術内容、水準になってるのかどうかというのが明確でない、と。

今後も常に新しい基準とかマニュアル等に対応していく必要があるといったような課題、そして、じゃあどんな資格制度を作るのかというのが大きな2番でございまして、国が必要な知識、技術水準を明確化して行って、そして様々な民間資格を評価させていただいて活用を図っていこうというようなこと。

そして、大きな3番として、対象とする施設、業務の範囲でございまして、まずは当面検討を急ぐ所管施設、そして外注を仰せつけられる業務を対象にして一般的な技術レベルのものを検討しようということ。そして右側にまいりまして、その民間資格を登録するときの要件、そして評価・登録のプロセス、ここが一番、今回の提言の大きなポイントになってございますけれども、この部分の整理を施行させていただきまして、最後6番として今後の課題、こんな流れの整理をさせていただいたということでございます。

以降、資料1-2を用いまして順次ご説明をさせていただきたいと思っております。まず、タイトルでございます。冒頭のタイトルでございますけれども、実は今日のこの前の段階、この前8月5日にメンテナンス戦略小委員会を開催してご議論をいただくまでは、違うタイトルでございました。

社会資本の維持管理に関する資格制度のあり方の提言という形のタイトルにしてございましたが、メンテナンス小委員会の先生方、そして家田部会長、委員長でもお願いをしておりますが、の方から、当面急ぐところ、とにかく早く進めるんだと、このタイミングでまとめることがやっぱり大きな意味があるんだというようなこと。

それから資格制度そのもののあり方ではなくて、その使い方とか緊急性とか、何か緊迫感みたいなものが欲しいということで、こんなお話を実は頂戴をいたしまして、家田部会長ともご相談をして、今日ご提示をしております「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」という形の、まずタイトル案をお示ししております。

ページをおめくりいただきたいと思っております。左側の目次は先ほどの概要と同じですので飛ばさせていただき、まず1ページ、「はじめに」というところでございます。これまでの流れをざっと振り返る形になってございますけれども、この技術部会に対して諮問をさせていただき、そして、昨年の年末、平成25年12月に答申をおまとめいただいたということ。

その後、4つの事項を更に引き続いて小委員会で検討するというところで、先ほども説明しましたが、ここに4つあるうちの1番「点検・診断に関する資格制度の確立について」というところを優先的に検討することとしたということを書かさせていただいております。

メンテナンス戦略小委員会では、資格制度の全体像、それから評価の、民間資格を評価する際の流れ、そしてその際の評価の視点と、点検・診断・補修設計、そのときに求められる知識・技術、こういったものについて調査、ご審議をいただきました。そして資格制度の構築という点について速やかに講じるべき措置の内容と、今後の検討課題についてお取りまとめいただき、緊急提言を行っていただくということで書かせていただきました。

その後は、検討の際の体制ということで資格制度ワーキンググループというのを設置したということでございます。ワーキンググループにつきましては、日本大学の木下誠也教授ほか、12名の先生方をお願いをいたしまして、ここでそれぞれの点検・診断・補修設計等に必要な知識・技術ですとか、それから資格を評価、審査する際に確認すべき技術的事項、それからどんな業務の流れをするのかといったようなことについてご議論をいただいた次第でございます。

そして最後ですが、この緊急提言の対象といたしまして、一応検討した対象は私ども国土交通省の行政として所管している社会資本分野の施設のうち、主に土木構造物を対象としておりまして、国家資格等によりまして資格制度が整っている建築物については対象から除いているということを明記してございます。

2ページにお進みをいただきたいと思います。2ページは、冒頭申し上げました、現在の資格制度を取り巻く現状と課題について2ページから3ページにわたって追求をしてございます。まず目指す、答申・法律等において資格制度がどんな方向性で書かれているかということで、ここには4つの事項が明記をさせていただきました。1つはこの技術部会の下にあるメンテナンス小委員会でもまとめていただいた答申、技術部会に向けての答申ですね。

それからその後、社会資本整備審議会の道路分科会の方でまとめられた提言、そして国交省をはじめ政府、関係省庁でまとめましたインフラ長寿命化基本計画、そして最後に、この6月に成立しました公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正法案ということで、改正された品確法、これらに基づいて資格、それぞれの資格をちゃんと評価していくんだと、あるいは活用していくんだということが規定されていることをまずお示しをしました。

一方、2番で、地方公共団体の資格の活用はどうかということでアンケート結果の概要をお示しをしました。都道府県・政令市の8割のところでは発注をするときに配置技術者資格要件を設定しているんだけど、今後の方向性についてはほぼ全ての自治体で、業務における配置技術者資格要件を義務化していくべきだという方向性にあるということのアンケートの結果をいただきました。

一方、市区町村ですが、現在取組を特別にやっていないと、今後については、全体の半数以上で業務における配置技術者に資格要件を義務化したいというような回答をいただいたということでございます。

現状としてどんな資格が使われているかということではありますが、これを都道府県・政

令市、その他の市区町村のいずれも技術士とかRCCM、RCCMというのはその下に注書きで書いてございますが、一般社団法人の建設コンサルタンツ協会の方で付与されている資格がございます、シビルコンサルティングマネージャという名称の資格、略してRCCMと書きますが、とかっていう状態にしておりますが、これについて使っていないという回答が多かったということでございます。

そのアンケートの結果を総じると、一応自治体で点検・診断をこれから確実に行っていくために、業務の実施に当たって、資格要件の義務化の検討というのが強く求められているんだということが描けたということでございます。

それから、点検・診断等に関する既存資格がどうかというところでございます。社会資本の維持管理に関わっている技術者、ここでちょっと※で注書きを書かせていただいておりますが、社会資本の維持管理に関してはいろんな作業の内容がございます。それぞれに対してやっぱり必要となる知識・技術を持った方が関与されておられるわけですが、この提言で言う技術者ということにつきましては、その業務全体をマネジメントされるような方とか、あるいは高度な技術・知識をお持ちの方だけではなくて、いわゆる専門的な技能を持った、少し技能色の強い技術者の方も含めた概念として、総じて技術者と表記をさせていただいておりますので、こうした注書きを付してございます。

で、資格の現状でございますが、国家資格、先ほどご紹介しました技術士なんかは一般的でありますけど、この技術士は点検・診断等に主眼を置いた部門が存在していない一方で、民間資格では、これも発注業務をする際の資格要件として結構使われているわけでありまして、先ほどの検査、建設コンサルタンツ協会のRCCM、そしてあと同じく一般社団法人土木学会の認定技術者資格などもあります。それ以外に点検・診断等を主眼に置いたような資格もたくさん存在をしているということの現状。

2番は、その類型として大きく3つございますということ。1つは施設分野の分野ごとにあるものと、河川とか港湾とかいったような施設分野の分類ごとにあるものと、それから、コンクリートとか、鋼とかといったような、特定の材料の点検とか診断に特化したもの。あるいは、非破壊検査とかいったような特定の技術に特化した資格、こういった大きく分けると3つぐらいの分類があるんだろうというようなことの分析でございます。

資格付与される時の条件でございますが、既存の民間資格では試験をやられてるので、それは筆記なのか口頭試験なのか、あるいは受験の条件として学歴、あるいはその実務経験とか、どんなふうに設定されてるのかとか。それから更新制度を設けられてるのか。あるいは、何か問題があったときに剥奪をするような制度を設けられているのか、こういったことの資格付与の条件というのは、これは多々いろいろあるというようなことでございます。

これらの資格を全体で見たときの現状の課題はどうかということで、最後4番にまとめてございますけれども、全部で4点ございます。まず1つは、一定の点検・診断等の業務の水準を確保していくために、必要となる技術内容の水準を明確にして、じゃあそれぞれ

の資格がちゃんと対応できるのかといったようなことをチェック、評価していくということが必要であるけれども、現在そんな仕組みは存在していないということが1点目。

そして2点目としては、河川法とか道路法、法令が改正をされまして、定期点検の義務化等が位置付けられてございます。点検・診断等の業務、これから増大する中で、施設数が増加していくときにちゃんと業務が適切に遂行できるのか、4ページ目にお進みをいただきたいと思いますが、そういうことで技術者の育成確保が必要だということ。

3つめとしては、この分野、どんどん知見が進んでまいります。新しい知見等が得られれば点検等の基準に反映していくということになってまいります。点検・診断等をやっていただく技術者の方には常に新しい基準とかマニュアルに基づいて、確実に実施をしている必要があると、こんなこともあろうかというようなこと。

最後4点目、これも似たような話になりますが、技術開発といった面でもいろんな検討が進められていて、これらの技術開発にもちゃんと技術者が習得できるように育成・確保していかなきゃいけない、こんな課題があるだろうということで、まず大きな1番として現状と課題をまとめてございます。

そして、2番でございますが、じゃあどんな資格制度を目指すのかということで、「目指すべき資格制度」というところでありますけれども、まず国交省の責務としては、点検・診断に必要な知識・技術を明確化して、資格制度の構築をして更に運用する。そして、地方公共団体でのご活用の促進を図っていくことが責務というふうに位置付けました。一方、地方公共団体では、この資格制度を活用いただいて、社会資本の適切な維持管理を行っていただくことが責務だろうと。

更にでございますが、現在民間資格を付与されておられて、運営されている団体に対しては、たゆまぬ自己改革をしていただいて、より一層優れた技術者の輩出に取り組んでいただいて、技術者の知識・技術水準の維持・向上を継続的に図っていただく責務がある、こんなふうにそれぞれの立場の責務を提言の案とさせていただきます。

そのために国交省が何をすべきかということで、業務内容ごとに必要となる知識・技術水準を明らかに示して、それに基づいて様々な民間資格の評価をさせていただき、そして技術水準が確保された資格の活用を図っていくために資格制度を構築すべきだと。その際の方向性として3点、4ページから5ページについておまとめをさせていただきました。

まず1点目が、ちゃんとできる技術者さんを将来にわたって確保していくべきというのが大きな1番。そして、2番目としては、評価とか資格制を考えるときの単位でございますけど、発注をして、通常、橋梁とか堤防とか、そういった対象施設ごとに発注をされて民間企業をお願いをしているというところがございますので、これの施設特性に応じて点検・診断の業務もそれぞれの発注単位ごとにできるだけ合致した資格の活用を図るべきだということ。

そして3点目については、先ほどの課題の最後にもありましたけれども、日々進歩するメンテナンス技術に対応するために最新の技術を習得した技術者を評価できる資格制度に

していくべきだというようなことを、方向性をまとめさせていただいてございます。

大きな3番目でございます。じゃあ今回、資格制度をどんなところを対象にしてやるのかというようなことでございますけれども、考え方、大きく4点に分けて表記をしました。

まず1番目、対象施設でございます。国交省所管の社会資本分野、国土交通行政としてカバーしている範囲の社会資本分野には、橋梁とかトンネル、あるいは舗装、堤防・河道、水門・樋門、ダム、港湾、こういったいろんな施設があるわけでございますけれども、全部を一遍に対象にするというよりは、当面検討を急ぐ所管施設から検討を始めて、段階的に充実を図っていくということにしております。

2番目に対象の業務でございますけれども、維持管理に関する一連の業務としては、点検、診断、そして補修設計、こういった形があるわけでございますけれども、これもいきなり全部を対象にするのではなくて、民間事業者に外注をさせていただいて行っている業務の中で、当面検討を急ぐものから検討をして、これも段階的にその充実を図っていくこととございます。点検、診断、補修設計、それぞれ具体的にどんな内容を考えているのかといったことで下に3つ整理をしております。

点検については、損傷状況の把握ですとか、損傷部分の判定、点検結果の記録といったようなこと。診断は、その点検結果に基づいて、構造物全体として対策区分、対策の緊急度がどうかとか、優先度がどうかといったようなこと、それから健全度がどうかといった評価をします。そして、補修設計は更にその点検、診断の結果を踏まえて構造物の補修対策ですとか、工法の立案・設計、そして、じゃあどうやって施工をするのかといったようなことの計画の立案等をイメージしてまとめてございます。

大きな3番目でございますが、対象業務の技術水準ということでございます。これも例えばでございますけれども、橋で言いますと、橋長10メートル、20メートルのものから、海を渡るような大きな橋まであるわけでございますけれども、そういった長い大きな橋といったような特殊性の高いもの、あるいは高度な技術を必要とするものは、ちょっと今回横に置かせていただきまして、施設数では圧倒的に数の多い、地方公共団体で管理をされておられる施設の点検・診断で活用するという念頭において、当面は一般的な施設で通常必要とする技術水準が確保できることを目指すということで、この提言案のおまとめをさせていただいたということとございます。

6ページにお進みをいただきたいと思っております。6ページでございますが、対象技術のレベルをじゃあどう設定するかという、この対象技術者のレベルですが、業務を発注させていただく際に技術者の役割に対応して技術者レベルの設定をさせていただいてございます。大きく2つに分けましたが、1つは管理技術者、これ業務の発注の際に使う特別な呼び方でございます。

注書きに書いてございますけれども、契約の履行に関して業務全体のマネジメント、管理の役割を担っていただく受注者側の責任者のレベルか、あるいはそのマネジメントをする方の下で実務を担当される方、実際に現場に赴いて作業をされたり、あるいはデータを

おまとめになれるだけの方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった全体のマネジメントの下で実務を担当される方を担当技術者というふうと呼んでございまして、この2つの技術者にそれぞれ対応して、必要とする技術を、知識技術をまとめていこうというふうにさせていただきました。

6ページの中ほど下、4番に進みますが、これらの民間資格をどうやって登録をしてくのかという際の要件をおまとめいただきました。要件でございまして、まず1つは民間資格の登録要件の設定でございまして、いずれにしても技術水準の維持確保だけではなくて、公正、適正な手続、あるいは将来にわたって有資格者をちゃんと確保していくという観点からまとめてございまして。

まず一番上の登録要件で区分の設定でございまして、先ほど言いました、施設の分野、道路とか橋梁とか堤防とかですね、とか、あと業務の分野、点検・診断・補修設計、こういったそれぞれごとに標準的な発注業務単位を勘案して、登録区分を設定すべきということでございます。ちょっと分かりにくいので、参考資料の4をご覧いただきたいと思えます。

参考資料の4の12ページをお開きいただきたいと思えます。実は今回、参考資料の4の12ページの下側でございまして、資格制度の検討対象とする業務範囲等（4）というところございまして、今回の検討の対象とさせていただいた施設、上にありますように道路、河川、砂防等々ありますが、施設と、それから業務、縦の方に点検、診断、補修設計というふうでございます。

これらについて整理をしたということでございますが、ここの、区分をここで申し上げましたのは、その施設分野、業務分野ごとにそれぞれ標準的な発注業務の単位を勘案して登録区分を設定すべきということで、例えばですが、橋梁とかトンネル、あるいは公園施設については、点検と診断、それぞれ分けて発注することを想定して今回の資格の登録区分を考えたということになります。その他の堤防・河道から空港施設までのものについては、点検と診断を1つにまとめたような形の発注を勘案して、登録区分を設定したということで、それぞれのものの特性等に応じて登録区分を設定すべきだということの提言をまずこの1番でいただきました。

本文6ページの方にお戻りをいただきたいと思えます。まず、次に登録期間の設定でございまして、先ほども言いましたけど、技術水準の確保をするためには最新の状況の技術の反映をしていただくということで、そういう定期的なモニタリングをするということの重要だという観点から、一定の有効期限を設けた登録として、更新時にその時点における要件をちゃんと満たしているのかというのを改めて確認すべきだということ、その期間は概ね5年程度とすべきではないかということのご提言を主にさせていただいてございまして。

7ページにお進みをいただきたいと思えます。その他の登録要件の設定として、民間資格を運営されている団体が安定的に運営されているのかといったことで運営体制、組織体制とか財政基盤、そしてあるいは中立だとか、社会的信用は十分にあるのかといったよう

なことのチェックをせよ、というのが1番目。

2番目としては、その試験ですね、資格を付与するような試験の運営とか審査が適切と
かに、公正にやられているのかということのチェックです。合否基準が明確にされている
のか、あるいは受験資格が一般に公表されているのかといったようなこと。

3番としては、その試験としてどのようなことを問うていらっしゃるのかというような
ことのチェックということで、概ね7点ぐらいを設定しましたが、法令、基準、工学、経
験、そして7ページから8ページにかけて、それぞれ点検、診断、補修設計に関する知識
ということで書きました。ただし、これが一般論として書いていただいたということで、
施設・業務の特性に応じて適宜の追加の確認項目を検討する必要があるということも付記
をさせていただきます。

それから8ページにお進みをいただきまして、資格取得者の管理体制ということで、資
格を渡しきり、与えきりではなくて、ちゃんと資格者の管理をする体制を取っておられる
かどうかというようなことのチェック。そして5番目で、同じく渡しきりではなくてそれ
ぞれの資格をお持ちであった方がその技術の水準の維持・向上のための取組をされている
か、あるいは最新の知識を習得されるための取組をするような体制になってるのかわるか
ということをチェックするというようなことが5番目に書かれています。

最後6番目でございますけれども、逆に不良・不適格な資格取得者に対しては資格を剥
奪するような措置を取られているのかわるかというようなことのチェックも必要だとい
うことでおまとめをいただきました。

続きまして8ページの後半になりますが、民間資格の登録後の運用ということで、変更
した場合の措置、それから登録後のモニタリング、それから取消しの措置についてもおま
とめをいただきました。

9ページの方にまいります。5番で、その評価、登録をどうするのかということで5点
の留意事項をここでまとめていただきました。まず1点目は、ちゃんと国土交通省が点検・
診断に必要な知識・技術を明確化、それも告示等の方法により対外的に広く示すべきだ
というようなことが1点目。2点目は、評価・登録に当たっては、あらかじめ対外的に広く
民間資格を公募すべきであるということ。

3つ目が、評価・登録をする、チェックをさせていただくことになるわけですが、その
評価をする際に当たって、学識経験者の先生方、あるいは実務に詳しい専門家の方々の
ような第三者の方々にご意見をちゃんとお聴きする仕組みを構築すべきだということ
で、中立性をちゃんと確保すべきだということ。それから4点目でございますが、登録
に至った資格については、その資格の名称、あるいは登録を受けた団体の名称について
広く一般に公示すべきだということ。

そして最後5番目でございますが、登録をした民間資格について、まず国交省として積
極的な活用を図っていくことも必要ですし、あるいは地方公共団体に対してその資格の活
用について強く求めていくというようなことで、必要な措置を講じていくことが大事だと

いうことであります。

今回のメンテナンス小委員会で検討していただいた必要な知識・技術を12ページ以降にそれぞれの施設、業務、それからレベルに応じてまとめてございます。必要な知識・技術、それぞれについて少しずつ微妙な書き方が変わってございますが、大体のパターンといたしまして、どういった業務の実施に当たって、どんなことをするために必要な知識及び技術である、こんなふうな書き方でそれぞれの特性等に応じて、それぞれの分野ごとに整理をさせていただいたところでもあります。

10ページ、お戻りをいただきたいと思います。10ページから11ページは、今回の提言の最後のところで、今後の課題に対応するというので、これで大きく6点おまとめをいただきました。6点の中に更に大きく分け、3つに分かれます。

まず最初の(1)(2)(3)でございますけれども、これが要は今後の資格制度の対象の拡大、あるいは深みの拡大、こんなことにまとめられるんじゃないかと思っておりますが、まず1番目が、要は今回、先ほど申し上げましたように、当面検討するんだということを私ご説明申し上げましたので、今回の対象に含めなかった施設、業務についても、速やかに検討して、資格の評価・登録をやるべきだということ。

それから機械設備ですとか、電気設備といったような業務もございまして、これらについても検討を進めるべきだし、更に高度な技術に関する資格の展開についても検討をやるべきだというのが大きな1番でございます。

それから2番でございますけれども、それぞれの業務分野ごとに今回資格の評価をするといったようなことでおまとめをしましたが、維持管理のやり方で工夫がどんどんこれから変わってまいりますと、その調達方法、いわゆる民間へのお願いの仕方も変わっていくことも想定されますので、これから登録区分といったようなこともその実態に応じて検討していくべきだろうと。

更に、いろんな組み合わせでやらないといけないようなものもあるかもしれませんので、そういった組み合わせでやらないといけないようなものは、関係部局で連携・調整をちゃんとしていく必要があるといったようなことが大きな2番であります。

それから3番目は、民間資格の中には、その中にレベルを設けて、技術者のレベルを設けて、設定を講じていろんな資格を付与されているものもございまして、資格制度の安定的継続的運用のためには、こういった中での資格取得者の、資格を取得された中でのスキルアップの仕組みも検討していくことが大事なんじゃないかというようなことを書いていただいております。

それから11ページに進みまして、4番目は、今度発注をする側、今どちらかという受注をしていただく側のことをずっとお話をしてまいりましたが、発注をする側の能力向上も必要だということが(4)番であります。民間事業者のみならず、施設管理の総合的な業務に従事している私たち行政側の職員自身の能力向上も重要な課題だということで、それぞれの技術力確保とその向上を図るための措置についても検討をすべきでないといけ

ないだろうというようなことであります。

それから5番目と6番目は、新たな分野への展開ということになるかと思いますが、5番目は既存の民間資格でまだ対応できないような部分、存在しないような部分、これについては必要に応じて新たな資格を創設することも含めて対応を検討しなきゃいけないというようなこと。

それから6番でございますが、今回、点検・診断・補修設計ということで、維持管理、メンテナンスといったところで議論を進めてきていただいたわけでございますが、新しくものを作ること、できたものを管理するのではなくて、新しくものを作る、新設についてもメンテナンスと表裏一体の関係にあって、これは非常に密接に関連してるんだというようなことでありまして、この新設から、維持管理全体通じて、業務発注をするときの資格制度について並行して検討を進める必要があるということでご提言を最後に付記していただいております。

それから、後段でございますけれども、担い手の確保といったようなことで、安定的な技術力の確保・育成・評価をしていくためにも、ちゃんと資格制度みたいなところの構築をして、技術者さんのステータスみたいなところもちゃんと評価していかなきゃいけないというようなことも付記をしていただいたというのが、最後の6番のこのまとめということでございます。

12ページ以降、先ほどご説明しました、通常、点検・診断等に必要となる知識・技術をまとめたものでございます。それから、参考資料は、1は、先ほど申しあげました全体の概要、2が審議の経緯、それから3が先生方の、委員のメンバー、それから4でございますけれども、中身を話しますとちょっと時間があれですけど、ざっとご覧いただくだけにしますが、5ページ、参考資料の4、冒頭5ページというところになりますが、まずご紹介しました先ほどの答申等がどういうふうに働いているかというのが5ページ、6ページであります。

それから、7ページから私がご紹介しましたアンケートの結果のデータでございます。それから11ページが、今回どんなところを対象として検討したのかということ、それから11ページの下側が具体的に点検とかではどんな作業をしてるのかというイメージ。それから12ページが一般的な技術を対象としますよ、あるいは技術者のレベルに応じて設定します、あるいは業務の範囲をカバーするように評価を考えますといったようなもののイメージ。

それから12ページは先ほどご紹介をしました、今回検討した業務の資格等の登録区分ですね。それから13ページが作業に必要なマニュアルが上、13ページの後段以降はそれぞれの施設分野ごとに具体的にどんな発注業務のプロセスでやってるのかといったようなことで、先ほどご紹介したワーキンググループでご紹介をしたものを参考資料として付けさせていただきます。非常に長々とご説明申しあげましたが、以上でございます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。ありがとうございました。

(家田部会長) ご説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまの資料につきまして皆様からご質問やコメントをいただきたいと思います。なにぶん一刻も早くこの制度をスタートすべきだと思いますので、ぜひ建設的なご意見を賜りたいと思っています。時間の都合もございますので、一通りご意見いただいておりますので、そしてお答えするというふうにしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ、大聖先生。

(大聖委員) それでは2点、ちょっとご質問させていただきます。こういう補修とか改修、それから点検、これから先進技術がどんどん進んでいくと思うんですよね。日進月歩で。そういうふうにしなないと、また効率的ではないと思いますけれども、そういった技術に対して資格を持った人が、どういうふうに新しい技術が出てきたときのフォローをされるのかというような点、これについてお伺いしたいと思います。

それから、このような資格制度によって、どの程度点検や補修の効率化が図られるのか、その有効性をどうやって、この制度が進行する過程で検証していかれるのか、この2つをお伺いしたいと思います。

(家田部会長) どうもありがとうございます。引き続き、ほかの先生方、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。特にリクエストもなさそうですね。じゃあ、大聖委員からのご質問にお答えいただくようにしましょう。

(森戸調整官) 私の方から、大聖先生からいただいたご質問にお答えしたいと思います。まず1点目でございますけれども、先ほど私もご説明をさせていただいたつもりでございましたけれども、要は先生、今おっしゃっていただきましたように、技術どんどん進歩してまいります。なので、そのときの最新の技術でチェックをさせていただいた資格でも、何年後かに陳腐化するということ。

ただそういう意味で、資格を与えて、私どもも登録をして、お認めをしたきりではなくて、私、今のこの提言の中でまいりますと、5年ごとにその資格がそのレベルを満たすかチェックをしていこうということでもありますので、逆に言うと、その資格の方もそのときそのときに応じてどんどんレベルアップをしていただくようなことをお願いしていくような形にしていきたいというふうに思って、そのために私どもは5年ごとに登録のチェックをさせていただくべきだということで、この提言におまとめをいただいていると思っています。

それからもう1つ、この資格制度をやって、どれだけ業務が効率的になるのかという2点目のご質問でございますけれども、やはり冒頭、技監のご挨拶でも触れましたけれども、やはりたくさん施設のこれから、地方自治体も含めて、メンテナンスをしていただけないということで、まずは今回これで目指すのは、ある意味、点検・診断の業務の中で一定の水準をクリアしたような形で業務をちゃんとやっていただける体制を作り上げるということを目指していきたいというふうに思ってございます。

なので、今日ご説明をいたしました、私どもの思いといたしましては、当然、地方公共団体にはお願いに近くなってまいりますけど、恐らく国交省としてはある技術者さんがそ

ろってきた段階については、こういった技術を持っている方でないとそういった業務をしていただけないですというような、いわゆる資格要件といったような形で業務を発注していくようなことも考えておりました、そういうことによってある一定の水準を超えた点検結果ですとか、診断結果が必ずは得られるようなことを保証していくというようなことでやっていきたいなというふうに思っておるところでございます。

(家田部会長) 大聖先生、後半のとはご了解いただいていますかね。

(大聖委員) こういう制度が普及してって、どういうメリットが実際に発生するのか、それはどうやって検証するかという、そのことを尋ねたかったんです。

(家田部会長) 私からお答えするというよりは私の意見に過ぎませんが、現状での社会資本が何らかの格好で、少なくともきちんと点検、補修がされてるという状況であれば、我々のタスクはそれを効率的に行う、よりよく行うってところが最大タスクになるんですが、残念ながら現状は、必ずしも管理が十分にされてないし、やるべきこともあんまり上手にやれてるようでも、上手どころじゃなくてやれてない面が多そうだねということでございますよね。

それで、一昨年以降、法制度がうんと変わって、とにかく点検やんなきゃいけないって義務になったとか、それから、じゃあ何をどうやってやるっていうのが、指針とかマニュアルが調ってなかったの、それを緊急に各部門作ったんだと。そしてじゃあ、今度はそれをやる担い手っていうのがどういうクオリティを保証できるのかっていう体制が整ってないので、今回資格制度を、最低限こういうふうにとろうと。

この制度自身も恐らくこれで十全ではないので、更に改善が必要であるし。それが整ってくると今度は、大聖先生がおっしゃるような意味で、よりよくやっていくことが次なる課題になってくると思うので、当然、そこでのモニタリングというのが引き続きやってくんじゃないかな、そんなふうに理解してるところでございます。よろしいでしょうか。

それから、前半の新技术についても、国交省が5年ごとに見直すって面と同時に、各資格制度ともに独自の方法でリノベートしてくようなのが、大体普通は資格制度、そういうふうになってますよね、今はね。それがきちんとされてるかどうか、というようなところが、判定のときの非常に重要な要件になってくるんじゃないかとは思いますが。

ひとまずよろしいでしょうか。では、久保先生、どうぞ。

(久保委員) 私は建築の分野ですので、今回は、ある程度制度が整っている。極めて、今のプラクティカルな運用の面からいくと、今回は個人にある程度の資格を与える。その資格を与える一種の法人についても資格を考えると、そういう2段構えになってるんですね。主に今のお話は、どちらかという、対象としてるのが道路、港湾といって、非常に広い分野で、たぶん建築の分野だと、その何倍にも当たる大きなもの。

基本的には今のご提案は、既存の民間資格をある程度国家的な資格に読み替えるための、1つのプロセスを考えてらっしゃると思うんですけど、たぶんこれに関して新たに、分野が広いだけに新たに資格者になろうという団体が作られて、参入するというのが考えら

れる。ある意味で民間活力の活用という言葉でもあるし、ある程度営利的な事業としても成り立つようなことがある。そこ辺りの見通しは、今、国としてはどうお考えになってるのかと。ちょっとそれを伺いたい。

(家田部会長) いかがでしょうか。

(森戸調整官) まさに今、久保先生が挙げて、現在やりたいのは既存の民間資格にある程度技術的レベルなり、知識がちゃんとあるということを知覚ですね、そのチェックを強化をさせていただいて登録をするということですが、今、先生がおっしゃった、じゃあ今回この制度が構築ができれば、新しい資格を自分のところで付与してやっていこうというような動きも、きっとそれ、私、出てくるんだというふうに思っています。

先ほど大聖先生の1点目のご質問でもお答えをさせていただきましたが、まずは今、私うまく答えられませんでしたして、家田部会長にフォローいただきましたけれども、要はちゃんとした点検結果なり、ちゃんと今の既存の施設を見るために必要なレベルをちゃんと確保するというようなことを、まず当面の目的にするわけでありましてけれども、やはりそれが私どもとしてはその業務を発注させていただく際に、こういう人じゃなきゃいけませんという形に最後はちゃんとやりたいというふうに思っています。

要はそういう形の人しかもその作業に従事をしていないというふうな形を持っていきたいと思っておりますが、今の先生からの話だと、その更に数が今度増えてきたときには、これ、けして私どもの中でオーソライズされてるわけではありませんが、今度はどんどん私たちとして求める技術レベルが高くなって行って、そこに追随をしていただけるような資格になっていくのかというようなことにもなるだろうし、先ほど言いました、足りないところは私どもが資格を考えるようなこともやらなきゃいけないというご提言をいただきましたが、そういう意味で既存の資格がないところに入っていただくということであれば、それはそれでその資格を新たにその分野として評価をさせていただくという形になるんじゃないかというふうに思う。

なので、既存の資格があるところについては、レベルアップの方向に働いていくというふうに思っていますし、既存の資格として登録するものがないところについては、そこで活用させていただくようなことで、新しい参入というのは十分あり得るんじゃないかというふうに考えているところでございます。

(家田部会長) 久保委員、いかがですか。

(久保委員) 言葉としての民間活力の充実ということなんですけど、ちょっと建築分野と違うのは、ここに対象とされてる社会施設そのものが、設計行為そのものがある程度公共的などところでやられている。JRも道路公団も民営化しましたけれども、今後そういった民間による設計になる傾向はあると思うのですが、たぶん堤防や何かは比較的公共団体が設計、設計主体がある。

その点検は別にして、ある程度の診断だとかということになったときに、ちょっと私のような分野から危惧するのは、外から見ると、そういうものが民間のインスペクショ

ンになじむかという。全ての今日挙げられている資料の、参考資料の4のどこかにありましたように、非常に広い分野に渡っているわけです。

12ページにあるように、道路から始まって公園まで。これ全て対象にしてスタートするという、私から言うと必然性がどこにあるのかと。ある程度、目利き力というのか、そういう政策的なお考えはなかったのかと。その辺いかがでしょう。

(家田部会長) これは途中にも書いてありましたけど、急ぐものからやってくと。それから、特性が違うので分野別にやってくと。これを全部まとめて1個の資格にするって意味じゃあないですね。よろしいですね。

(久保委員) はい。

(家田部会長) 坂村委員、どうぞ。

(坂村委員) 最初の冒頭に、緊急だということなので、ここに今日のご説明聞いてて、緊急ということだったらこういう、緊急提言なんで、現実的だというふうには思ったんですが、ちょっと1つ質問あるんですけども、現実的ということと民間の資格に関して公募をして、それを今もお話出てるように、認めるかどうかってことやるってときに、これ1、0なんですか。

それとも、どこか直せ、1、0というのは要するに公募が来たときにもう丸かバツかだけでやっちゃうのか、ちゃんと、例えば改善したら、何か直せばいいとかというふうにする予定なのか、それとももう駄目ならバツで、いいは丸ってやるのかと、これが1個目の質問。

それから2番目に、これ評価なされると非常にいいことだと思って、ぜひ、これは公表すべきだと思います。それで、どう、理由ですね。駄目だったとしたらどうして駄目なのかと。どういう、本当はどうすべきだったのかと。要するに、いわゆる、本当は全部ゼロから作るというのが本当はいいのかもしれないけど、なかなか現実的に緊急ってことを考えると、緊急でやろうとすると、私は現実的だと思ってるんで、ハイブリッド的な、要するにもうちょっと直せないかとかってというようなことを委員会が言うのかどうかということですね。

それと、これは2個目のものは質問というよりは意見ですけど、ちゃんと評価したことに関しては広く公表すべき、どう評価したかを公表すべきだというふうには私は思います。以上です。

(家田部会長) 公表のそこは、公表するって書いてあるのでまあいいとして、前半の方のご質問はいかがでしょう。

(田村課長) 今のご指摘、具体的な運用に関わってくる話だというふうに考えております。私ども、内部で議論したときにやっぱり背景として非常に点検が義務化される、対象施設も非常に多いという中で、一定量のやっぱり技術者をちゃんと確保しなきゃいけないって側面、質の確保もそうだけでも、それなりの人を確保しないとなかなか現実には厳しいだろうという問題意識は持っております。

そういった中で、やはりいろんな今、既存の資格がメンテナンスに関してはございますけども、例えばそういったものをとりあえず活用できるものは基本的に活用していく方向になっていくんだろうというように思います。そういった意味で、今の坂村委員からご指摘のあったように、例えばもう少し運用を変えれば、あるいはもう少し問うてる内容をもう少し工夫によって、例えばこれも活用できないかということについては、例えばこれは今後の運用の話で、第三者委員会でも議論しなきゃの話になると思いますが、そういったこともちゃんと、ある程度示すということがやはりその一定量の技術者の確保ということにつながって、ひいては社会資本の点検・診断ということがちゃんとうまくいくというふうにつながっていくというふうにも考えられます。またそういったことを含めて少し検討させていただければというふうに思います。ありがとうございました。

(家田部会長) 恐らくあれですね、これでなるべく早い時期にこの制度をスタートするとして、公募してみて、やってみて、カバーできる領域とカバーできてない領域も見えてきたり、ここの辺の分野の資格制度はもう一つだね、みたいのが見えてきて、ここんところがまだ足りないですよってことをまた公開することによってそいつがまたインプルーブされてるといようなプロセスですね。

(坂村委員) 分かりました。

(家田部会長) そんなことが何か運用上できるようにっていうご意見なんでよね。非常に重要なことだと思います。それから、磯部先生、手、挙げましたね。

(磯部委員) 表題で入れていただいたこと、緊急だと思いますので、ぜひ早く始めるのがいいと私も思います。それで、早く始めるので、別紙のところにもいろいろな、施設ごとに書いてありますけれども、施設が決まったとしても点検とか診断というのはいろいろなレベルが恐らくあるんだろうと思います。目視みたいな、ただ見るだけというのから始めて、何か診断をするために計測をする、機械を使って計測をするとか、いろんな技術レベルがあるんだと思います。

それについて資格を考えると、ひととおりでなきゃいけないのか、逆に言うと目視から簡単かという、そっちの方が実は技術としては難しいかもしれないということもあるんで、その辺の発注するときの条件と、それに必要な資格というのが、これも鶏と卵というお話もありましたので、これからおやりになるってことだと思いますけども、その関係をなるべく早く整理をしていくといいなというふうに思います。

恐らく発注をするときの条件によって、点検・診断をする人の責任の範囲ということにもつながってくるんじゃないかというふうに思います。点検はしてみたけど、その後、欠陥がまたどっかで見つかったとか、そういった類いの話です。その辺のことをなるべく早く整理できるようにしていただけるといいなというふうに私は思いました。以上です。

(家田部会長) どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ、お願いします。

(岸本委員) 少したの外れかもしれませんが、こういった業務に海外の関係者が関与し

てくるかどうかという中で、そのときに海外での資格の取扱いについては今回書かれてないんですけども、どんなふうな考えで整理していくことになるのでしょうか。

(家田部会長) ご質問ですね。お答えください。

(森戸調整官) ちょっと先生のお答えに直接お答えしてるかどうかは若干自信はないんですけど、ただ海外企業の参入を考えなきゃいけないという業務は、金額で実は私たち縛られています。

ある一定以上の金額を超えますと、いわゆる海外企業の参入も障壁なしにやらなきゃいけないということになりますので、この資格は当然国内用になるかと思えますけど、もしそういった業務で資格要件をちゃんと付けたりするようなことにしなきゃいけないとなったときには、国内でやって海外で付与された資格を活用するというのは当然ここではまだ念頭にないですけども、そういった業務として海外企業の参入をどうしても入れなきゃ、本当に考慮しなきゃいけないような業務の発注の際には、それをたぶん現状でもやっていますが、それぞれの資格を持った方がどれほどの、日本で言う資格のレベルにあるのかということについて、個別に評価をさせていただくということにきつとなるんだろうというふうに思っております。

ただ現状として、私ども直轄、国土交通省が発注をさせていただいてるようなこういった点検の業務で、海外の企業の参入を考慮しなきゃいけないような発注をしていく自信が余りないというのが、そこまでの金額に行っていないというのが現状としてはあると思うんでございます。ただ、もしそういうこと考えなきゃいけないときには、当然、評価をする仕組みというのは別途考えなきゃいけないというふうに思っております。

(家田部会長) よろしいでしょうか。この次の議題に、新しい小委員会を1個作ろうやという話が、出てくるんですけど、その趣旨は何かというと、この今回の緊急提言では終わらなくて、資格制度というののあり方をもうちょっと継続して、ディープに検討しなきゃいけない項目が多いね、ってことでございます。

今ご質問ありましたような海外の資格との整合性であるとか、あるいは海外技術を取り込むことの度量の広さと言いますか、間口の広さと言いますか、それは極めて重要で、昨日もNHKか何かのテレビ見ていたら、福島第一原発のコンクリートポンプですかね、何か中国の技術だそうですね。僕はちょっと知らなかったんですけどね。

そういうようなことなんかについては、当然考えてかなきゃいけないんですが、そういった、より長い目で、しかも広い心でやらなきゃいけないものは継続検討課題にさせていただいて、今回ののは、とにかく一刻も早く制度体系を曲がりなりにも実行可能なものを整えて、そして維持管理がきちりできる体制をすぐに整えるというこというところを、ぜひご理解いただけたらと思います。須田先生、どうぞ、続けて。

(須田委員) 今ちょっと海外の話が出たんですけど、その海外ではどういう、そういう制度があるのかなというところがちょっと知りたいなと思ったのが1点です。それともう1つ、今後、機械設備とか電気設備とか、いろんなところに拡張するという話ですけど、具

体的にどういうイメージなのかということ。

例えば、私の関係するところだと、道路だとこの前の笹子トンネルとか、ああいう天井が落ちるとか、ああいう話があるんですけど、そういうところに対して今回どういう効果があるのかとか、そこら辺を教えていただければと思います。

(家田部会長) いかがでしょうか。

(田村課長) すいません、海外、ちょっとどのような資格制度あるかってこと、先生、すいません、十分なまだ知識がないんですが、例えば、ただ米国なんかの例でいきますと、ちょっとデータが古いかもしれませんが、例えば堤防の点検なんかをやるときには、やっぱり一定のレベルの技術者でないと点検ができないということが、例えば連邦の管理してる堤防とか、そういったものにはそういったものが一定のたががはめられてるというのがあります。

ただそれが資格なのか、あるいは一定の経験というんですか、キャリアで決められているのか、それはちょっとすいません、今ちょっと手元には情報はないんですけど、そういったことでやっぱり質の確保ということはやられているというのは聞いたことはございません。

(家田部会長) ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。黒田先生。

(黒田委員) 2点お伺いしたいんですが、まず1点目は、今日の提言が非常に緊急を要するというので、その事情はよく分かるんですが、最終的にはこれを、民間の資格を運用している団体の評価を行って、それを今日ご提案のような資格基準で判断していくということは非常に重要なステップだと思ってるんですが、元々この提言書の中にも書いてありますけど、発注する側の行政職員の技術者が、特に地方公共団体になりますとほとんどいないという現況で、こちらの方が実は緊急なんですね。

この緊急を民間の資格、組織を活用することによって、急に行政組織体の中でその発注業務に携わる技術者を養成することができるかというのはかなり難しいと思うんですが、1点はそういう業務を代行できるような第三者、非常に公的な性格の強い第三者組織というものが当面必要になるのではないかなど。分野によって違うかもしれませんが。

その点をどう考えるかという点が質問の第1点なんですが、もう1点は、メンテナンス小委員会の方でも各分野別にここ、向こう4、50年の間にどれぐらいの業務が出てくるかということは既に金額ベースで出しているわけですが、そういう業務をこなしていくために、需要される技術者はどのぐらい必要なんだろうか。

現在それに耐える供給が、技術者は現状としてはどのぐらいいるんだとか、いつ頃までにどのぐらいの技術者を養成する必要があるなければ間に合わないのか、これの辺の需給バランスの見直し、あるいは現状というのはどうなってるんでしょうか。これ緊急提言ですから、足らんから今すぐやるんだという趣旨はよく分かるんですが、いつ頃までに、これやっしまえばいいのかというめどをつけるために、ちょっとお聞きしたんです。以上です。

(家田部会長) いかがでしょうか。

(森戸調整官) 今、それではまず1点目、私最後にご説明をしましたように、発注者側もちゃんと資格を持たなきゃいけないということで、先生から、すぐやれって、体制がないじゃないかということにつきましては、実は4つ、技術部会の方から当面引き続き検討すべき課題だと言っていたら、1番目が今日の資格の話であります、2番目に維持管理を円滑に行うための体制とか、地方公共団体の支援方策というテーマが2つ目ございまして、実は先般8月の5日のメンテナンス戦略小委員会からその議論をスタートをさせていただいたところでございます。

資格の話とそっちも両方、両輪だとは思ってございますけれども、そちらで発注者の体制ということについては、ご議論を昨期から引き続きさせていただくことになるんじゃないかというふうに、どちらも引き続き検討すべき課題としてご提示をいただいたところでございますので、これも早急にやんなきゃいけないということで思っておるところであります。

それから、あと需給の、需要と供給のバランスのことでございますが、これも現状、まず、今回申し上げたような資格の、ある一定の水準を超える資格がどれぐらいあるのかというところについてはまだ完全に把握ができていないところが現状でございますので、当然、ただ、私ども業務を、発注者から出す業務を発注するに当たっては、当然その需給バランスがない、分かっていかないと、要件として設定するのかどうかというところが非常に重要なことになってくると。

ただ、当然、今後の新しい資格が要るのかとか、そんなところでは、その需給バランスがちゃんとバランスが取れてるのかということについては、ちゃんと見ていかなきゃいけないので、これ、すいません、先送りというふうに先生にお叱りを受けてしまうかもしれませんが、当然そういうのを早急に今度、資格の登録ができた段階で把握をしていくことにさせていただくんじゃないかというふうに、私は思っております。

(黒田委員) ありがとうございます。民間の方でも、どのぐらいの期間に何人ぐらい自分らの組織で養成しなきゃいけないのか、これ大変強い関心事だと思いますので、その辺が明らかになれば、追従に公表していただきたいと思っております。以上でございます。

(家田部会長) ありがとうございます。それでは、ほかにはありますか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、今日いただいたご意見をできる限りこの中に反映させていただくという前提で、本件の提案を当部会の提案という格好にさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。なにぶん、まずはやれることをどんどんやって、残ってる課題も継続して検討していくというものでございますので、皆様のご理解をいただきたいと思っております。なお、文章につきましては大変恐縮ですが、私の方にご一任いただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、議題の1は以上ということにさせていただきます。

続きまして、議題の2でありまして、資料の2の新しい小委員会の設置について、ご説明をお願いいたします。

(森戸調整官) それでは、資料の2に基づきまして、議題の2つ目、技術者資格制度小委員会(仮称)の設置について、ということでご説明を申し上げます。先ほどの提言の方で、最後の(6)、要は維持管理以外の業務範囲への展開というところで、社会資本の維持管理は、いわゆるそれを新しく作る新設と表裏一体で密接に関連をするんだと。

新設から維持管理を通じた業務発注時の資格で、今回の検討として並行して別途検討すべき必要があるということでおまとめをいただいたのに関連して、その体制を作らせていただきたいというのが、一言申し上げる趣旨でございます。一応この技術部会の下に技術者資格制度小委員会(仮称)ということ設置を執行していただきたいと思っております。

クリップを外していただきますと、1枚紙と後ろのカラーの資料と分かれていますが、カラーの資料を横に置いていただきますと、今まで社会資本メンテナンス戦略小委員会で検討事項4つあったうちでございますけれども、その点検・診断に関する資格制度の確立ということも含めて、左側で新しく技術者資格制度小委員会という形で設置をさせていただければというふうに思っております。

その役割でございますけれども、大きく4つ考えてございます。1つはご提言の最後にいただいた新設に構造物を作る際の調査・設計の分野における民間資格の登録制度の構築に向けた検討。それから、2番目でございますけれども、先ほどの緊急提言にもまだこれがある範囲を拡充していったりという課題があるということについては私ども認識をしておりますので、そういった拡充に関する検討。

そして3番目は今後この緊急提言、今回、先ほどの議題でまとめていただく予定の緊急提言で、資格の評価をこれからやっていくわけでありましてけれども、その評価案に対する第三者のご意見をまさにここで頂戴できればいいんじゃないかというふうに思っておりますし、4点目は、いろんなこれからまだ資格制度を作った上で、よりよいものにしていくためのフォローアップみたいなこともあるかと思っております、それについて大きな4点をこの新しい小委員会の役割というふうに考えてございます。

カラーの資料、2枚目にめくって行っていただきたいと思っておりますけれども、概要の2ということで、今回まだ対象部門とか業務区分、イメージでございますけれども、だから計画をする分野ですとか、調査の業務、あるいは設計の業務で、またそれぞれ施設ごとに、あるいは施設とか業務対象部門ごとに登録をするようなことを考えていこうというふうにイメージをしております。

次のページをお進みをいただきたいと思っております。今回どう、今回の新しい資格制度小委員会で議論する範囲と、先ほどご提言いただいた部分の全体での位置付けでございますけれども、最初の計画段階からずっと新しいものを作っていったりして、そして点検・診断・補修設計をしていく一連の流れを考えますと、右側の少し薄い黄土色のところが先ほど緊急提言をいただいた部分であります、今回は左側のオレンジのところは計画です

とか、地質調査ですとか、設計といったような、そんなところの新しくものを作るといったようなこの技術者の民間資格の登録制度をご検討いただくためのメインとする小委員会の設置をお願いしたいということでございます。

それから、次のページが先ほど見ていただいた、参考資料で見ていたものと同じでございますけれども、先ほどの緊急提言では対象とする業務分野とか施設は、まさにここに書かせていただいたとおりですが、この空いてるところを更に対象としての拡充ですとか、業務の拡充、あるいは技術者レベルの拡充といったようなことの検討についても、今度の小委員会をお願いをしたいというふうに思っております。

最後の6ページでございますけれども、今後、先ほど緊急提言に基づいて、点検・診断分野の資格の評価をしていく際、評価案に対して第三者のご意見をいただく制度を作る際に、この技術者資格制度小委員会でぜひご意見を賜れるようにしたいなということで、この役割についても担っていただきたいということでございます。

資料2の1ページに、文字の書いた紙にお戻りをいただきたいと思いますが、今後のスケジュールとしては、新設の調査・設計等の分野における民間資格の登録制度の構築については小委員会を秋頃に立ち上げさせていただいて、何とか今年中を目途に提言の取りまとめまで行きたいなということで考えてございますので、ご審議の方、よろしくお願いたします。以上でございます。

(家田部会長) ありがとうございます。ただいまの資料2、それからその後ろに付いてるいろんな図ですね、この辺についてご意見を賜りたいと思います。はい、福岡先生。

(福岡委員) 福岡です。この制度の設置につきまして、これはこれで必要だなと思ってるんですが、1つ申し上げたいことがあります。ようやく維持管理について資格制度ができて、さあこれからだと。私は、先ほど来のお話聞いておまして、維持管理というのが実は、例えば先ほど久保先生から堤防というのはどちらかというと国や自治体がやるんじゃないのかと、だからインスペクションの合うのかどうかというご議論聞きまして、もったいな議論だと。

しかしながら、現在でも堤防のいろんな問題については、国、自治体、民間が一緒になっていろいろやっていて、その準備は十分、私はできていると思っております。いろんな意味で、そういう意味で、これから必要になるのは、もう維持管理をどうやって本物にしていくかということだろうと思うんです。

例えば、私の知っている範囲だけで申し上げる、河川についてもそれなりに整備が進んできて、もちろん新設とか、今もあるようなことをやっていく計画の話があるんですが、同時にかなりそれなりのことが進んできたものを、どう維持管理していつつなげていくのか、新設につなげていくのかという、それは間違いなくあるんですけど、維持管理のウエイトが今後どんどん増していくだろうと。

そのときに維持管理が動き出して、すぐに新設かと。私はこの資格制度は非常にすばらしいと思って、やるべきだと思ってるんですけど、まず本音を言えば、様子見たいなと。

すなわち、この維持管理につきまして、いろいろな、先ほど来からご意見いただいて、私も実は委員の1人で、この戦略小委員会、家田先生の委員会の委員の1人として、発言を控えるというよりもお聞かせ願ってたんですが、もっともだなと思って、同時に、いやあ、そうでもないんだと。

実は維持管理については今までもかなりやってきて、キックオフだというけれども、それなりのことをやって、ただ資格制度がないがゆえに、何か行政中心に、行政がやるんだというようなことになってるところを民間も関わりの中でどうするのかということがようやく芽生えて、やれるようになったと。すばらしいことだと思って、私は緊急にやっていただきたいと思っています。

それで結論です。結構だと思うんですけども、何かこれ両方でパラレルに動かしながらやることというのが、本当に大事なんですかということ、あえて、私は自分の考えとして、これどうやってこの両方走らすのかと。維持管理というのはものすごく大事なんだと言い続けて、新設も維持管理と関係するんだよというのはもっともなだけけれども、これをすぐに動かすことにどれだけ納得できる、すなわち先ほど人材の問題あり、何々の問題ありというときに、もっと維持管理に集中できないのかということをお私個人に思っ、申し上げたい。以上です。

(家田部会長) ありがとうございます。維持管理の方をやるか、新設の方をやるかという問題じゃなくて、技術者資格についてよりディープにやんなきゃいけないと。それを特化してやる小委員会を作りたいと。その際には、維持管理に関する資格と新設に関する資格というのは密接な関係があるからまとめてやっちゃうと、こういうことで、当然ですけども今回、現在の問題認識は圧倒的に維持管理のところに緊急性が高いという、そういう認識であることは、先生と共有されてると思いますが、お答えありましたらお願いしたいと思

います。

(田村課長) 今、福岡先生の方からいろいろご意見をいただきました。確かに維持管理について言うと、やっぱりこれも小委員会のときにいろいろこういうのがありました。やっぱり維持管理を本当にやろうとすると、例えばこれもいろいろご指摘ありましたけど、ものの作り方、それもやっぱりそれぞれの時代背景を持った形で作られているものをどう点検・診断し、評価するか。

それに対してどういう処方箋を講じるかということで、極めて高いレベルの技術が求められている。一方では、そこをやっぱりきちっとやってくのがものすごく大事だということで、今後の維持管理の仕組みについては、まだこれから始めるといったばかりですし、まだ十分分野もカバーできてはいないので、その拡充はしっかり議論させていただければと思います。

あともう1つ、私どもの問題意識持っているのは、やっぱりこれまでも新しくものを作るときに、ちゃんと維持管理ってことをちゃんと考えてものを作ってきた部分もあるのかなって問題意識もちょっと持っていて、そういった意味では維持管理と新設、ま

さにご提言の中でもいただいた、やっぱり密接な関連がある中で、これからはやっぱり維持管理がメインになるとしても、やっぱり新設の構造分も出てくる。

そういった中で、今後、維持管理をいかにせんやっていくためには、やっぱり新設の段階から維持管理とか、まずしっかりものを作ることについて視点もやっぱり不可欠なんだろうなということがありまして、新設ということについてもやっぱり検討していかなくてはいけないのかなというふうに思っています。

ただ、議論の進め方については、またいろいろと委員会の中でのこういう方法論、今日ご審議いただきました議論の進め方については、いろいろとご議論いただければというふうに思いますが、そういった問題意識を持って、私どもとしてはやっぱりきちっと議論して出尽くしたんじゃないかなと、今回提案をさせていただきます。

(家田部会長) 恐らく福岡先生おっしゃりたいのは、この新しい小委員会のタスクの最初に出てくるのが新設の登録制度の検討かって言われると、それはちょっと違うんじゃないのという感じがされるんだと思うんです。言わば、一番やんなきゃいけないのは、さあ、この登録の維持管理に対して、始めてそのフォローアップとか、それから、第三者的な意見とか、足りない分野はどこかとか、どうやったら新しく作れるかってなことをやりつつ、だけど維持管理は新設とも関係があるから、新設の方も検討しますよと、こういう感覚でしょ。

(福岡委員) 1点だけ。

(家田部会長) はい。

(福岡委員) もう大体納得しましたけど、簡単に納得しちゃうのもまずいんですけれども、本当はもっと申し上げたいんですが趣旨は分かります。ここの中でぜひやっていただきたいのは、維持管理をやったことによって吸い上げるべきものがあると思うんですよ、いっぱい。それ、どこが受け皿になるんですかと。

例えば自治体やなんかで維持管理を初めて資格制度でやっぱりやってみると、いろいろ出てくるだろう。その吸い上げたやつ、そういうやつをどこで吸い上げて、それが新設につながっていくと、いろんなものにやっぱりメカニズムがあると思うんですけど、その辺をこの①②③④の中にちゃんと入ってて、維持管理と非常につながると。維持管理をやるのがベースにあって、それからこういうものに必然的につながってるんだということが分かるようなものにしていただければ、私はそれで結構でございます。

(家田部会長) 今、福岡先生がおっしゃった①②③④というのは、これの最初の1、2、3、4ですか。それともこの。

(福岡委員) いえいえ、大変失礼しました。この①②③④って。1ページ、概要-1です。

(家田部会長) 概要-1ですね。

(福岡委員) ええ。

(家田部会長) ありがとうございます。

(福岡委員) この中で何かどういう、本当に、吸い上げ方をするのかというの。作るのはいいんですけど、その辺をお願いしたいなと思います。

(家田部会長) ありがとうございます。極めて重要なお指摘が2つの側面であると思うんです。1つは新設するところの、資格制度の小委員会の中で吸い上げてくという側面があるし、それから、先ほどお決めいただいた緊急提言の1ページに1、2、3、4と、まだやんなきゃいけない課題があって、その2つめのところに「維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策」みたいのがあって、そこで何が課題だとか、ちゃんとやれてるのかとか、そういうのが、フォローアップが必要ですよね。

今回、提案されてる小委員会はあくまで資格制度のところを先鋭的に検討していただくということでございますので、全てのメンテナンスのことを新しい小委員会でやるんじゃないくて、資格制度だということをご理解いただけたらと思います。花木先生、どうぞ。

(花木委員) ありがとうございます。先ほどは緊急提言が、緊急性と、それから現実にもう社会資本があるということですので、発注業務単位で資格を決めてくということには賛成だと思いました。ただ、今度新しいインフラということになりますと、従来の発注業務単位で考えていくのがいいのか、というか必ずしもそうではないと思うんです。これは将来の日本としてのビジョンを示すものでやんなきゃいけない。

そこには見識も示さなきゃいけないということだと思いますので、新しいものについての資格を考えるとときには、ぜひ横断的な仕組みの資格を考える。あるいは、少なくともプランニングのところについては横断的な部分で資格を作るとか、そういった部分が必要だと思うんです。

そういう意味じゃ、先ほど維持管理と新設で通じる部分があるんだけど、1対1で通じるというんじゃないくて、通じるところもあるけども新設のところは横断的に、将来の方向を見つめたものを作っていくと。そういった部分もぜひご検討いただきたいというふうに思っております。要望でございます。

(家田部会長) ありがとうございます。井出先生、どうぞ。

(井出委員) 2つあります。まず概要の2のところの、先ほどから話題になっております新設の①なんですけど、やはり維持管理で全てのインフラをそのままの機能で保持することは難しいということは皆さん分かっているしやるので、更新、あるいは本当に建て直したり、地域ごとに統廃合してまとめていくということが必ず必要になってくるわけで、そういったときにやはり維持管理だけではなくて、一步踏み込んで、新設のコストとバランスを見ながらどうするかという、全体的な意思決定が必要になるので、そういったことも考えると、新設まで視野に入れた技術体制を構築するという意味では、非常に時代に合ったことなんじゃないかなというふうに私自身は感じました。

もう1つは、概要の4のところの民間資格の登録制度の評価というところなんですけど、原案ではまず公募をして、申請があったものだけについて評価をするということなんですけど、5年間何もしないではあったらかしにしておくのかなというのが非常に心配でして、定

期的なモニタリングをしていかないと、実は民間が入ることによって予期せぬ、いろいろ不都合なことも起こってくるということは十分考えられます。

その、一番そういったときに被害を受けるのが、資格を受けようと思ってお金を払ったけれども、ものにならなかったという一般の方々ということになるわけで、定期的なモニタリングの制度を併せて考えていただきたいということで、財務状況のチェックですとか、試験の実施状況が、有資格者が本当にどれだけちゃんと輩出されているか、あるいは本当に、そもそもその資格って必要だったのという検討もするべきだと思うので、定期的なモニタリングの制度も併せて考えていただければと思います。以上です。

(家田部会長) ありがとうございます。山岡さん、どうぞ。

(山岡委員) 山岡です。外野みたいなところの分野ですけど、この技術者資格制度小委員会というのはどの程度長期間設置されるのかというようなところをちょっとお聞きしたくて、つまり、緊急に何か動かそうということですけども、先ほどいろんな先生からおっしゃられたように実際にそれに対応した需要がどのくらい出てくるかとか、あとは仕組みがうまく転がっているのかということをやっぱりこの委員会でできればある程度の長期にわたってチェックをしていただきたいと思うんですが、何か提言をやって終わりっていうことではないですよ。

継続して、ある程度は運営されていくというふうに理解してるんですが、それでよろしいでしょうか。

(家田部会長) いかがでしょうか。

(森戸調整官) 今の山岡先生のご質問にお答えして、もちろん、今回提言だけで終わりということではなくて、今後ずっとフォローアップもしていくということも概要の中に入れてございますので、長期間設置をさせていただくことになるんじゃないかというふうに思っております。

それから、井出先生からのご質問にあった2点目で、定期的にモニタリングをするということにつきましては、提言のところにも、定期的に通達の運営体制とか、事業計画書とか収支計画書見ていくことを入れさせていただいてございますので、それは適切にやらせていただきたくことになると思います。よろしく願いいたします。

(家田部会長) ありがとうございます。時間が来てしましまして、そろそろ締めたいと思うんですけども、加えてご発言の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それじゃあ、今いくつかのご意見いただきました。資格の問題だけではないぞというご指摘もございましたし、それから今お話が出ましたように、これはある程度長い目でフォローアップしなきゃいけない面もあるし、一方で、時間、ターゲットを決めて、これとこれとこれとこれとやってクリアしていくという面ももちろん必要ですので、その辺、継続してご検討していただきたいと思いますが、基本的にはこの小委員会設置ということでお認めいただけますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(家田部会長) ありがとうございます。それでは、ご承認いただいたということにしたいと思えます。以上2点が今日の審議事項でございます。その他の議題は、事務局、ございますか。よろしいですか。

(田村課長) 特に。

(家田部会長) それじゃあ、私の司会をお返しいたします。

(田村課長) それでは、以上で議事は終了となりました。家田部会長、大変ありがとうございました。最後に事務局から2点ご連絡申し上げます。

まず、議事概要でございますが、本日の技術部会の議事録につきましては、後日、各委員の皆様へ送付させていただきます。ご了承が得られましたら公開をさせていただきたいと思えます。また、一両日中に速報版ということで、簡潔な議事概要を国土交通省のホームページにて公表させていただきたいと考えております。

それから2点目、資料でございますが、本日配布させていただきました資料につきましては、後日お届けするというのでよろしければ、事務局の方から郵送させていただきます。その場合には、お名前をご記入の上、机の上に資料を置いたままお帰りいただければというふうに思えます。

本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。本日は熱心なご審議、誠にありがとうございました。